公 売 公 告 案 内

【分収育林】
【分収造林】

【入札日】

令和６年２月２１日(水)

開札：１０時００分

国民の森林・国有林

北薩森林管理署

国有林野産物公売公告（１）

下記により、国有林立木（分収育林・分収造林）を一般競争入札により売払いますので、買受希望の方は、現物熟覧の上、国有林野事業林産物売買契約約款及び下記条件並びに入札者注意書を承知の上、入札して下さるようご案内いたします。

記

１　入札場所　　北薩森林管理署 入札室
２　入札日時　　令和６年２月２１日(水)１０時００分
３　開札日時　　令和６年２月２１日(水)１０時００分　（入札即時開札）
４　郵便入札の場合にあっては、当署に令和６年２月２０日(火)１７時までに到着するように送付してください。
５　時刻は、当署の時計によります。
６　売払物件所在地及び物件明細は別紙明細書のとおりです。

条　　件

項　　目		立　　木
入札・契約保証金		免　　除
契約締結期限		令和６年２月２８日(水)
現納条件（落札金額（消費税相当額を加算した金額）に対して）		―――――――― %以上
延期条件	延納ができる金額（１件の契約金額消費税相当額を加算した金額）	国の分収金のみとする。
		１５０万円以上
	延納期間（限）	６ヶ月以内（1,000m3未満） １０ヶ月以内（1,000m3以上）
	延納利率	年利　１．００％
物件の引渡期限（代金納付又は担保提供の日から）		１５日以内。ただし、みなし引渡しの場合は代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日とします。
物件の搬出期間（引渡しを完了した日から起算して）		３カ年以内
特約条件		別紙「特約事項」のとおり

令和６年１月１９日

〒895-1813
鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35番地3
北 薩 森 林 管 理 署
TEL：0996-48-4900

国有林野産物公売公告（２）

１　入札参加者の資格

（１）各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書（林産物売払）」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。

（２）予算決算及び会計令第７０条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び、破産者で復権を得ない者は入札に参加することはできません。

（３）森林管理局長から一般競争参加資格を停止されているものは入札に参加することはできません。

２　入 札 方 法

（１）入札は一物件毎に総額をもって入札してください。

（２）入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入してください。

入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意してください。

３　郵 便 入 札

入札書を郵送する場合には、二重封筒とし、物件毎に入札書を入れた中封筒を密封のうえ「立木公売〇号物件の入札書在中」と朱書きし、外封筒には「〇月〇日開札、立木公売の入札書在中」と朱書きし、書留郵便又は配達証明郵便をもって差し出して下さい。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札に参加できません。

４　電 信 入 札

電信入札はできません。

５　入 札 の 無 効

（１）前記１の「入札参加者の資格」に違反した入札。

（２）入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。

（３）入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。

（４）郵便入札の場合に、郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。

（５）売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

（６）暴力排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められるとき。

６　契 約 の 成 立

（１）落札物件に係わる契約は売買契約書を作成し、双方が押印したとき確定します。

（２）落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額及び契約金額とします。

（３）消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は切り捨てます。

７　違約金の徴収

（１）落札者が期限内に契約を結ばないときは、入札金額の５／１００に相当する違約金を徴収します。

（２）落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額（消費税相当額を加算した金額）の１０／１００に相当する違約金を徴収します。

（３）前⑴、⑵の違約金を森林管理署長の指示する期限まで納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

８　代金の納付期限及び担保提供期限

（１）代金は契約締結の日から２０日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。

（２）担保提供期限は契約締結の日から２０日以内とします。

９　延 納 担 保 等

（１）一部現金一部延納の契約も認められます。

（２）支払保証手形の保証する延納も認められます。ただし、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。

（３）担　保

（ア）国債

（イ）地方債

（ウ）金融債（農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫の発行する債権）

（エ）手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、又は株式会社商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会（以下「金融機関」と総称する。）の支払保証に係る手形

（オ）金融機関に対する定期預金金融債権

１０　適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※　分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

・１号物件　９．０９％　２号物件　９．２５％　３号物件　８．１２％
・４号物件　７．４８％　５～６及び８号　１０％　７号　３％

１１　そ　の　他

（１）入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参してください。

（２）入札者が代理人の場合は委任状を提出してください。

（３）本物件の立木は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成２４年６月林野庁）の２（１）②ウに定められた森林に所在するものです。

このことについては、国有林が国有林野施業実施計画及び公有林野等官行造林地施業計画に基づいて持続可能な森林経営が営まれていることに鑑み、売買契約書において「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。」と記載することにより証明します。

（４）国有林材の木材需給動向を把握するため、立木公売物件からの供給予定先を調査いたします。つきましては、契約締結後「立木購入物件の搬入予定先調査表」（別紙様式）の提出にご協力をお願いします。

（５）入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員以外の者は入場できません。

（６）入札に関する情報について公表する場合もありますので予めご了承ください。

令和６年１月１９日

〒８９５－１８１３
鹿児島県薩摩郡さつま町轟町３５番地３
北薩森林管理署

電話（代表）０９９６－４８－４９００
分任契約担当官
　北薩森林管理署長　佐藤　敏郎
（公印省略）

※お知らせ
　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
　詳しくは、九州森林管理局のホームページ
（http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html）をご覧ください。

入　札　者　注　意　書（1）

1　入札方法
（1）　入札は売払物件ごとに総額をもって入札してください。
（2）　入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入してください。

2　入札書の訂正
記載事項を訂正したときは、訂正印を押してください。

3　入札書の引換等
一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

4　入札の無効
（1）　公売公告(2)－１に定める「入札参加者の資格」に違反した入札。
（2）　入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
（3）　入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
（4）　郵便入札の場合にあって郵便入札書が定められた時刻までに指定場所に到着しなかったとき。
（5）　売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。
（6）　暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき。

5　入札書記載上の注意事項
（1）　入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入してください。
　なお、入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意してください。
（2）　入札金額は、はっきりと記載してください。ケタ違いや金額の書き違いがないようにしてください。
（3）　氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載してください。
（4）　法人の場合は、正規の代表者印を必ず押してください。
（5）　売払番号の記載もれや誤りがないようにしてください。

6　無効の申出
（1）　無効の申出は、開札前には受理しません。
（2）　落札宣言後は、どのような理由があっても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の５／１００に相当する違約金を徴収します。

7　落札者の決定
落札となるべき同額の入札者が２名以上あるときは、抽せんにより落札者を決定します。

8　入札の中止等
森林管理署長は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の理由により正当な入札を行うことができないと認めたときは、入札を中止し、又は取消すことがあります。

入　札　者　注　意　書（分収育林）

１　１号～４号物件は、分収造林契約に係る分収木です。

２　当該入札物件には、搬出支障木等（北薩森林管理署長が指定）がありますので、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。
　なお、搬出支障木等の詳細につきましては、当署にお尋ねください。

３　分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という。）に分収金として払い込んでください。

（１）　費用負担者の分収金は、国が指示した金額とします。
（２）　費用負担者の員数は以下のとおりです。

売払物件	林 小 班	費用負担者数
１号	１００２ろ	４ 名
２号	１００４は	６ 名
３号	１０９７と3	８ 名
４号	２０９７い2	６ 名

４　代金の支払方法
（１）　国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。
（２）　費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払い込んでください。
　また、この払い込みにかかる費用は、買受人が負担してください。
（３）　費用負担者が行方不明等により国が払込金融機関の口座を指定できない場合は、国の指定する法務局に供託してください。

５　買受代金を延納することができる場合
（１）　国の分収金に相当する金額（官収分）について認めます。
（２）　費用負担者の分収金に相当する金額（民収分）については、現納とします。

６　買受人が契約条項に違反して、契約に至らず、又は契約を解除した場合の違約金等については、国と費用負担者が分収します。

入　札　者　注　意　書（分収造林）

1　入札物件のうち、５号～８号物件は、分収造林契約に係る分収木です。

2　当該入札物件には、搬出支障木等（北薩森林管理署長が指定）がありますので、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。
　なお、搬出支障木等の詳細につきましては、当署にお尋ねください。

3　分収木の買受代金は、国及び分収造林契約者（以下「造林者」という。）に分収金として払い込んでください。
　なお、造林者の分収金は、国が指示した金額とします。
（1）　造林者の分収金は、次のとおりです。
（2）売り払い物件５号～８号の分収割合は国３民７です。

4　代金の支払方法
（1）　国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。
（2）　造林者に支払う代金は、国が指定する造林者の振込金融機関の口座に払い込んでください。
　　また、この払い込みにかかる費用は、買受人が負担してください。

5　買受代金を延納することができる場合
（1）　国の分収金に相当する金額（官収分）について認めます。

6　買受人が契約条項に違反して、契約に至らず又は、契約を解除した場合の違約金等については国と造林者が分収します。

別紙

特　約　事　項　（立木販売）

Ⅰ共通

1　売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。

2　売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長等に提示し、またはその写しを森林管理署長等に提出することにより、当該立木販売契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。

3　別紙「立木販売物件一覧表」に記載する特約事項について確認し遵守すること。

4　事業計画書等の提出及び承認

①　買受人は、事業着手の一週間前までに現地を精査の上、「立木販売事業着手届」を事業地の所轄する森林官等を経由の上森林管理署長等に提出すること。
②　買受人は、別記に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
③　買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林内に集材路又は、土場を作設する必要があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
④　買受人は、③で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
⑤　森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

5　伐採の方法及び区域の設定

①　土砂の流出又林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整すること。
②　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行うこと。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林管理署長等と協議すること。
③　林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めること。

6　集材路及び土場の計画及び施工

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設
①　資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流　入などの水系、土砂の流入又は地割れの有無等を十分に確認すること。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画すること。
②　立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線の組み合わせを　検討すること。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を帰す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材等を検討すること。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。
※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例
・　地山傾斜35°以上の箇所
・　火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
③　集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにすること。

④　集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせること。
⑤　ヘアピンカーブ等を設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置すること。
⑥　集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置すること。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとし、やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置すること。
⑦　集材路については、沢を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置すること。谷地形や破砕帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施すること。
⑧　伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討すること。このとき、集材路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議等を行うこと。

(2) 周辺環境への配慮
①　集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等の対策を講じること。
②　生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、必要に応じて集材路の線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議すること。
③　集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう検討すること。

(3) 路面の保護と排水の処理
集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要であることから、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うこと。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置すること。
このほか、以下の点に留意すること。
① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置すること。
② 横断溝等やカーブを利用して分散排水すること。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水すること。
③ 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧すること。
④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにすること。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止すること。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去すること。
⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水すること。
⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水すること。
⑦ 丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮すること。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うこと。
⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとること。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けること。

(4) 切土・盛土
集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
締固めの効果は、
・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと

・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること
などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工すること。また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにすること。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分、風化の進度又は節理の発達　の遅い岩石の場合は３分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が１mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重　量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うこと。
堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 ㎝程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工すること。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね１割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が２mを超える場合は、１割２分より緩い勾配とすること。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにすること。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、４（３）に留意して横断溝等を設置すること。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うこと。

7 事業実行上の対策

(1) 伐採・造材・集運材における事業実行上の配慮

① 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じること。

② 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では極力通行を避けること。なお、このような状況下で通行しなければならない場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止すること。

③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施すること。

④ 搬出に当たっては、作業現場の周辺地域に配慮し地域住民からの苦情等が発生することのないよう努めること。

8 事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努めること。

② 枝条及び残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意すること。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図ること。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じること。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないよう

に留意し、枝条等を山積みにすることを避けること。

エ　枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

(2) 集材路及び土場の整理

① 集材路及び土場は、植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うこと。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めること。

② 立木の伐採・搬出に使用した資材、油脂等の確実な整理及び撤去を行うこと。

③ 全ての作業が終了し、作業現場を引き上げる際に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況を森林管理署長等に報告し、必要により適切な措置を行うこと。

9　木材運搬時のトラック走行については、重量制限を遵守するともに雨天時等路面に損傷を与えることが予想される場合には、トラック配車の調整や損傷防止策（鉄板・敷砂利等）を講じること。なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、修復等原状回復させる場合がある。

10　下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受人は事前に予防対策を講じるとともに、汚濁等が発生した場合は速やかに除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講ずること。

11　その他

① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法その他関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行うこと。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続きを行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続きの対象となり得ることに留意すること。

② 買受人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むこと。

③ 上記５～８については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付２林整整第１１５７号林野庁長官通知）に基づき定めたものであり、事業実行の際には同指針を遵守すること。

II分収育林

1．分収木の買受人（以下「買受人」という。）は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。

2．買受人は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。

(1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

(2) 分収育林契約者（以下「費用負担者」という。）に支払う代金は、国が指定する費用負担者の振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、費用負担者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。

3．売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。

III分収造林

1．分収木の買受人（以下「買受人」という。）は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。

2．買受人は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。

(1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

(2) 分収造林契約者（以下「造林者」という。）に支払う代金は、造林者が指定する振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、造林者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。

3．売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは造林者に支払うこと。

Ⅳ官行造林

1．分収木の買受人（以下「買受人」という。）は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。

2．買受人は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。

⑴ 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
⑵ 官行造林契約者（以下「契約者」という。）に支払う代金は、契約者が指定する振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、契約者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。

3．売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは官行造林契約者に支払うこと。

別紙１

令和　　年　　月　　日

森林管理署長　殿

（住所）
（氏名又は名称）

立木販売事業着手届

令和　　年　　月　　日付けで契約した立木販売物件において、下記のとおり着手しますので提出します。

記

物件名	市　　国有林　　林小班
事業実施者	（住所） （氏名又は名称）
伐採方法	皆伐　　間伐
搬出方法	車輛系　　架線系
着手年月日	令和　　年　　月　　日
終了予定日	令和　　年　　月　　日

別紙２

伐採及び集材等に係るチェックリスト

年　　月　　日

契　約　者：

事業実施者：

物　件　名：

チェック項目	確認
（1）伐採の方法及び区域の確認 ①　伐採する区域の事前確認を行う。 ②　林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署長等が示す保護樹帯や保残木を保全する。 ③　林地の生物多様性の保全に配慮した伐採及び搬出方法を採用する。	□
（2）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ①　集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ②　地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ③　土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④　現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤　集材路の線形は、地形追従とする。 ⑥　ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦　集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。 ⑧　集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨　伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩　伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林管理署長等と協議を行う。	□
（3）人家、道路、取水口周辺等での配置 ①　集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②　水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	□
（4）生物多様性と景観への配慮 ①　希少な野生生物の生息を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②　集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	□

チェック項目	確認
（５）切土・盛土 ①　集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②　切土高を低く抑える。盛土はしっかり締め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する ③　残土が発生した場合には、森林管理署長等と協議のうえ渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	□
（６）路面の保護と排水の処理 ①　雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②　路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	□
（７）渓流横断箇所の処理 ①　渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れでないよう施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②　洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	□
（８）作業実行上の配慮 ①　集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②　降雨時により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③　伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④　伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。 ⑤　枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。 ⑥　天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する	□
（９）事業実施後の整理 ①　枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ②　集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。 ③　伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	□

別紙３-１

令和　　年　　月　　日

〇〇森林管理署長　殿

買受人
〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇

立木販売物件における事業計画の提出について

令和〇年〇月〇日付けで契約した〇〇国有林〇〇林小班について、下記のとおり事業計画を提出しますので承認していただきますようお願いいたします。

記

１．物件名　　〇〇国有林〇〇林小班

２．実施事業者　　〇〇株式会社（買受者との関係：　　）

３．伐採方法　　皆伐　間伐

４．搬出方法　　車輛系　　架線系

５．着手予定日　　令和〇年〇月〇日

６．保安林に係る対応状況（いつ頃対応予定か　等）

７．事業計画表　別紙のとおり

８．搬出路計画図　別紙のとおり

９．伐採及び搬出に係るチェックリスト　別紙のとおり

別紙３－２

事業計画表

物件名：　　国有林　　林小班

令和　　年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

別紙4

令和　　年　　月　　日

○○　　森林管理署長
　　宛て
　　支署長

○○株式会社

代表取締役　○○○○

立木購入物件の搬入予定先調査表

（記入例）

契約日　令和　　年　　月　　日

単位（m3）

林小班	面積（ha）	伐採方法	区分	物件の立木材積（m3）					素材搬入予定先			
									A材及びB材			大曲等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	その他	（C材及びD材）
123は外	4.25	・皆伐	・国造林	2,000	1,000	50	50	3,100	○○製材所	○○市場	○○合板	自社チップ
									900 m3	650 m3	50 m3	m3
		・間伐	・分収造林						○○市場			○○チップ工場
									800 m3			300 m3
												○○バイオマス
			・分収育林									250 m3
												輸出用（○○港）
			・官行造林									50 m3

注1）皆伐、間伐のうち該当するものに「○」をつけてください。

注2）国有林、分収造林、分収育林、官行造林のうち該当するものに「○」をつけてください。

注3）搬入予定先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注4）搬入予定量は素材として搬入を予定している材積の量を50m3単位で記載してください。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

令和5年度 2月期 立木一般競争入札物件一覧表

北薩森林管理署

売払番号	（国有林名）官行造林	林小班	伐採種	林齢	面積(ha)	樹種	種別	一般材 本数	一般材 材積	低質材 本数	低質材 材積	計 本数	計 材積	摘要	分収育林等履歴
1	矢筈	1002ろ	皆伐	59	3.63	スギ	生立木	165	141.35	48	38.11	213	179.46	公売 分収育林 ◎現地案内 1 日時 令和6年2月8日 （ 木 ） 9:00 集合 2 集合場所 出水森林事務所 3 案内者 出水森林事務所首席森林官（TEL 0996-62-0501） ◎ その他 ・混生木（アカマツ0.3㎥、L53.54㎥）があり別途契約となります。 ・保安林のため、作業許可等の申請が必要になります。	収穫調査年月日 令和5年7月11日 間伐実行 平成 12 年度 初回公売 平成 26 年度 公売回数 14 回目
						ヒノキ	生立木	2,561	1,386.95	1,012	355.82	3,573	1,742.77		
	530 m3/ha		合計		3.63			2,726	1,528.30	1,060	393.93	3,786	1,922.23		
2	矢筈	1004は	皆伐	67	7.98	ヒノキ	生立木	5,137	2486.29	2,908	926.31	8,045	3,412.60	公売 分収育林 ◎現地案内 1 日時 令和6年2月8日 （ 木 ） 9:00 集合 2 集合場所 出水森林事務所 3 案内者 出水森林事務所首席森林官（TEL 0996-62-0501） ◎ その他 ・混生木（スギ14.61㎥）があり別途契約となります。 ・保安林のため、作業許可等の申請が必要になります。	収穫調査年月日 令和3年10月19日 間伐実行 平成 8 年度 初回公売 平成 19 年度 公売回数 24 回目
	428 m3/ha		合計		7.98			5,137	2,486.29	2,908	926.31	8,045	3,412.60		
3	岳山	1097と3	皆伐	68	3.94	スギ	生立木	520	440.90	68	33.79	588	474.69	公売 分収育林 ◎現地案内 1 日時 令和6年2月9日 （ 金 ） 9:00 集合 2 集合場所 阿久根森林事務所 3 案内者 阿久根森林事務所森林官（TEL 0996-72-0214） ◎ その他 ・混生木（L100.52㎥）があり別途契約となります。 ・保安林のため、作業許可等の申請が必要になります。	収穫調査年月日 令和3年6月17日 間伐実行 平成 26 年度 初回公売 令和 4 年度 公売回数 3 回目
						ヒノキ	生立木	2,310	1,430.08	258	91.31	2,568	1,521.39		
	507 m3/ha		合計		3.94			2,830	1,870.98	326	125.10	3,156	1,996.08		
4	山田浦	2097い2	皆伐	62	3.03	ヒノキ	生立木	2,488	1,082.28	719	181.03	3,207	1,263.31	公売 分収育林 ◎現地案内 1 日時 令和6年2月1日 （ 木 ） 9:00 集合 2 集合場所 大口合同森林事務所 3 案内者 大口森林事務所地域統括森林官（TEL 0995-22-0757） ◎ その他 ・混生木（スギ17.05㎥）があり別途契約となります。 ・保安林のため、作業許可等の申請が必要になります。	収穫調査年月日 令和4年9月13日 間伐実行 平成 11 年度 初回公売 平成 24 年度 公売回数 16 回目
	417 m3/ha		合計		3.03			2,488	1,082.28	719	181.03	3,207	1,263.31		

※1 当該箇所の収穫調査については、林内の一部を調査して全体の数量を算出する標準地調査法を実施しています。標準地については現地に明示していますので、位置図にてご確認下さい。

※2 物件明細書等の詳細については、北薩森林管理署業務G（経営担当）（TEL 0996-48-4900）へお問い合わせ下さい。

令和5年度 2月期 立木一般競争入札物件一覧表

北薩森林管理署

売払番号	（国有林名 官行造林）	林小班	伐採種	林齢	面積(ha)	樹種	種別	一般材 本数	一般材 材積	低質材 本数	低質材 材積	計 本数	計 材積	摘要	分収育林等履歴
5	長尾	92ろ	皆伐	62	1.26	スギ	生立木	426	278.61	137	42.76	563	321.37	公売 分収造林 ◎現地案内 1 日時 令和6年2月2日 （ 金 ） 9:00 集合 2 集合場所 川内森林事務所 3 案内者 川内森林事務所首席森林官（TEL 0996-27-2710） ◎ その他 ・保安林のため、作業許可等の申請が必要になります。	収穫調査年月日 令和4年11月9日 間伐実行 平成 年度 初回公売 令和 5 年度 公売回数 2 回目
						ヒノキ	生立木	638	274.82	83	23.90	721	298.72		
	492 m3/ha		合計		1.26			1,064	553.43	220	66.66	1,284	620.09		
6	矢筈	1003い	皆伐	47	6.09	ヒノキ	生立木	1,764	813.34	2,100	727.70	3,864	1,541.04	公売 分収造林 ◎現地案内 1 日時 令和6年2月8日 （ 木 ） 9:00 集合 2 集合場所 出水森林事務所 3 案内者 出水森林事務所首席森林官（TEL 0996-62-0501） ◎ その他 ・混生木（L13.44㎡）があり別途契約となります。 ※標準地調査	収穫調査年月日 令和4年7月27日 間伐実行 平成 年度 初回公売 令和 5 年度 公売回数 2 回目
		1003い1	皆伐	76	1.28	ヒノキ	生立木	722	528.81	352	166.41	1,074	695.22		
		1003い2	皆伐	45	6.62	ヒノキ	生立木	5,072	2,051.23	3,152	1,029.26	8,224	3,080.49		
	380 m3/ha		合計		13.99			7,558	3,393.38	5,604	1,923.37	13,162	5,316.75		
7	嶽山	1096ぬ	皆伐	45	1.65	スギ	生立木	847	326.39	165	39.59	1,012	365.98	公売 分収造林 ◎現地案内 1 日時 令和6年2月9日 （ 金 ） 9:00 集合 2 集合場所 阿久根森林事務所 3 案内者 阿久根森林事務所森林官（TEL 0996-72-0214） ◎ その他 ※標準地調査	収穫調査年月日 令和4年11月9日 間伐実行 平成 年度 初回公売 令和 5 年度 公売回数 2 回目
						ヒノキ	生立木	266	94.64	868	254.81	1,134	349.45		
	434 m3/ha		合計		1.65			1,113	421.03	1,033	294.40	2,146	715.43		
8	崩ケ平	2106い	皆伐	52	5.68	ヒノキ	生立木	3,968	1,811.79	2,448	732.91	6,416	2,544.70	公売 分収造林 ◎現地案内 1 日時 令和6年2月1日 （ 木 ） 9:00 集合 2 集合場所 大口合同森林事務所 3 案内者 大口森林事務所地域統括森林官（TEL 0995-22-0757） ◎ その他 ・混生木（L0.32ha、13.71㎡）があり別途契約となります。 ※標準地調査	収穫調査年月日 令和4年6月5日 間伐実行 平成 年度 初回公売 令和 5 年度 公売回数 2 回目
		2106い1	皆伐	51	7.75	ヒノキ	生立木	6,900	3,096.89	3,420	904.70	10,320	4,001.59		
	487 m3/ha		合計		13.43			10,868	4,908.68	5,868	1,637.61	16,736	6,546.29		

※1 当該箇所の収穫調査については、林内の一部を調査して全体の数量を算出する標準地調査法を実施しています。標準地については現地に明示していますので、位置図にてご確認下さい。

※2 物件明細書等の詳細については、北薩森林管理署業務G（経営担当）（TEL 0996-48-4900）へお問い合わせ下さい。